

R 6 宮繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事

図番	図面名称
共-01	共通仕様書-1
共-02	共通仕様書-2
共-03	共通仕様書-3
特-01	特記仕様書-1
特-02	特記仕様書-2
A-01	配置図・付近見取図・支障物件確認図
A-02	仮設計画図(参考図)
A-03	3階平面図
A-04	4階平面図
A-05	屋根伏図
A-06	立面図-1
A-07	立面図-2
A-08	立面図-3
A-09	断面詳細図-1
A-10	断面詳細図-2
A-11	断面詳細図-3
A-12	建具配置図・建具表
A-13	概略工程表(参考)

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項							
I. 工事概要	1. 工事名称	R 6 営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。									
	2. 工事場所	工事場所：海部郡牟岐町大字灘		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）			◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。								
II. 営繕工事共通仕様書	3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>牟岐少年自然の家 プレイホール棟</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>R C造 地上2階・地下0階</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>- (m²)</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>914.40 (m²)</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>8項</td></tr> </table>	建物名称	牟岐少年自然の家 プレイホール棟	構造・規模	R C造 地上2階・地下0階	敷地面積	- (m ²)	延床面積	914.40 (m ²)	消防法施行令別表第1の区分	8項	8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。	◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
	建物名称	牟岐少年自然の家 プレイホール棟													
構造・規模	R C造 地上2階・地下0階														
敷地面積	- (m ²)														
延床面積	914.40 (m ²)														
消防法施行令別表第1の区分	8項														
4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr><th>種目</th><th>工事概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>建築一式工事</td><td>外部改修 (屋根改修、屋上防水改修、外壁改修、外部建具のシール打替、樋改修)</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種目	工事概要	建築一式工事	外部改修 (屋根改修、屋上防水改修、外壁改修、外部建具のシール打替、樋改修)									(2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
種目	工事概要														
建築一式工事	外部改修 (屋根改修、屋上防水改修、外壁改修、外部建具のシール打替、樋改修)														
5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。		(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。	◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。											
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針（令和4年版） 電気設備工事監理指針（令和4年版） 機械設備工事監理指針（令和4年版） 	9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 <ul style="list-style-type: none"> 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。											
2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書（②から⑤に対するもの） 補足説明書 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） 図面 公共建築工事標準仕様書等 	10. 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。	◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 <ul style="list-style-type: none"> 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと さし枠装備車、不表示車は使用しないこと 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと 過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある 											
3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>		◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。											
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。		◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。											
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。		◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。											
6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 調査結果は3年間保存すること。 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-IIによること。 											
特記	徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R 6 営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事	●図面番号 共 - 01	 <p>スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112</p>										
			●図面名 共通仕様書 - 1	●縮尺 A2=1/--											

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																							
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>◎建設リサイクル法通知済証の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」揭示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーズ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>																													
	13. 材料・製品等		14. 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>(1) 材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品</p> <p>(2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びブチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の向いた時、又は営業課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	16. 建設機械等	<p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するものが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	17. 遠隔臨場の試行		18. 工事看板等		19. 仮設トイレ		20. 設計変更箇所確認		21. 工事検査及び技術検査	
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																													
3千万円未満	—	1回																													
3千万円以上5千万円未満	—	2回																													
5千万円以上1億円未満	1回	2回																													
1億円以上	2回	3回																													
			15. 施工																												

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事	●図面番号 共-02
		●図面名 共通仕様書-2	●縮尺 A2=1/--



章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項							
一 章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ2部） ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料 <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ					
	区 分	サ イ ズ													
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ													
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ													
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ														
23. デジタル工事写真の 小黑板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>														
24. 火災保険	<p>◎火災保険</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>														
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>														
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>														
特記	徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R6 営繕 牟岐少年自然の家 牟・瀬 プレイホール棟外部改修工事	●図面番号 共 - 03	 <p>株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112</p>										
			●図面名 共通仕様書 - 3	●縮尺 A2=1/--											

1章 改修一般共通事項

項 目	特 記 事 項																																																								
1. 施工条件	<p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の施設利用時は原則施工できない。 また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 <p>○安全対策関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ・前面道路は利用者動線も兼ねるため、原則9時までに仮設材、建築資材の搬入を行うこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 																																																								
2. 重要備品等	<p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)</p> <p>備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p>																																																								
3. 施工調査	<p>◎調査期間</p> <p>本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。切り直し時期については、協議による。</p>																																																								
4. 交通誘導警備員	<p>◎交通誘導警備員</p> <p>交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に○日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・義務付けられていない)。 ・警備員は、延20人(昼20人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。 また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 																																																								
5. 産業廃棄物の処理	<p>◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。</p> <p>(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>処分許可業者の会社名(処分区分)</th> <th>優良</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離(km)</th> <th>処分費(税抜、円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(財)徳島県環境整備公社(橋)</td> <td></td> <td>阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先</td> <td>37.8</td> <td>35,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>(株)オオタ</td> <td>○</td> <td>徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91</td> <td>60.4</td> <td>20,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>7ｽﾀﾝﾄﾞ含有成形板等</td> <td>(株)明和クリーン</td> <td></td> <td>三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>159.0</td> <td>36,000</td> <td>m3</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。</p> <p>また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。</p> <p>木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p>	種 類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位	コンクリート(無筋)							金属							ガラス							木材							廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先	37.8	35,000	t	石膏ボード	(株)オオタ	○	徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91	60.4	20,000	t	7ｽﾀﾝﾄﾞ含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	159.0	36,000	m3
種 類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位																																																			
コンクリート(無筋)																																																									
金属																																																									
ガラス																																																									
木材																																																									
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先	37.8	35,000	t																																																			
石膏ボード	(株)オオタ	○	徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91	60.4	20,000	t																																																			
7ｽﾀﾝﾄﾞ含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	159.0	36,000	m3																																																			
6. 他工事との取り合い	<p>◎他工事との取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>縦樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	縦樋(GLまで)	○																																																
項 目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																				
縦樋(GLまで)	○																																																								

項 目	特 記 事 項																																																																		
7. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印・・・適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工事業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事業 ・合成ゴム系シート防水工事業 ・塩化ビニル系シート防水工事業 ・セメント系防水工事業 ○シーリング防水工事業 ・改質7ｽﾀﾝﾄﾞシート常温粘着工法防水工事業 ・FRP防水工事業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かわらぶき</td> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ガラス工事業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事業 ・カーペット系床仕上げ工事業 ・鋼製下地工事業 ・ボード仕上げ工事業 ・カーテン工事業 ・木質系床仕上げ工事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・表具作業 ・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>補裁</td> <td>造園</td> <td>・造園工事業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調和機器施工</td> <td>・冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事業	型枠	型枠施工	・型枠工事業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工事業	防水	防水施工	・アスファルト防水工事業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事業 ・合成ゴム系シート防水工事業 ・塩化ビニル系シート防水工事業 ・セメント系防水工事業 ○シーリング防水工事業 ・改質7ｽﾀﾝﾄﾞシート常温粘着工法防水工事業 ・FRP防水工事業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工事業	屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業		かわらぶき	・かわらぶき作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ガラス工事業	塗装	塗装	○建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事業 ・カーペット系床仕上げ工事業 ・鋼製下地工事業 ・ボード仕上げ工事業 ・カーテン工事業 ・木質系床仕上げ工事業		表装	・表具作業 ・壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	補裁	造園	・造園工事業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・冷凍空調調和機器施工作業
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																	
仮設	とび	○とび作業																																																																	
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業																																																																	
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事業																																																																	
型枠	型枠施工	・型枠工事業																																																																	
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工事業																																																																	
防水	防水施工	・アスファルト防水工事業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事業 ・合成ゴム系シート防水工事業 ・塩化ビニル系シート防水工事業 ・セメント系防水工事業 ○シーリング防水工事業 ・改質7ｽﾀﾝﾄﾞシート常温粘着工法防水工事業 ・FRP防水工事業																																																																	
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																	
木	建築大工	・大工工事業																																																																	
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業																																																																	
	かわらぶき	・かわらぶき作業																																																																	
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																	
左官	左官	・左官作業																																																																	
建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業																																																																	
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業																																																																	
	ガラス施工	・ガラス工事業																																																																	
塗装	塗装	○建築塗装作業																																																																	
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事業 ・カーペット系床仕上げ工事業 ・鋼製下地工事業 ・ボード仕上げ工事業 ・カーテン工事業 ・木質系床仕上げ工事業																																																																	
	表装	・表具作業 ・壁装作業																																																																	
配管	配管	・建築配管作業																																																																	
補裁	造園	・造園工事業																																																																	
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・冷凍空調調和機器施工作業																																																																	

2章 改修仮設工事

項 目	特 記 事 項
1. 一般事項	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。</p>
2. ベンチマーク	<p>◎設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p>
3. 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(一社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「通用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。</p> <p>届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。</p> <p>届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎外部足場(種類：枠組木足場、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：養生シート(防災1類)安全手摺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(構仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 <p>外部足場(種類：脚立足場)</p> <p>◎内部足場(種類： , 仕様： 枚布、D= cm)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下) <p>◎仮囲い(仕様：仮囲鉄板、H=2.0m、L=156m)(図示)</p> <p>◎ゲート(有・無、仕様：キャスターゲート、H=1.8m W=4.0m 1箇所)</p>

項 目	特 記 事 項
4. 監督員事務所	<p>◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。</p> <p>◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。</p>
5. 工事用水、電力等	<p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。</p> <p>◎その他</p> <p>◎監督員事務所は(設ける(面積 m2程度)・設けない)</p> <p>◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存用水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎仮囲い化粧 その他(協議による)</p> <p>◎同用地は、(図示の場所)・用意していないので業者にて)設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。</p>
6. イメージアップ工事	
7. 工事車両駐車場 資材置場 現場事務所用地等	

3章 防水改修工事

項 目	特 記 事 項																																															
1. 一般事項	<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。</p> <p>◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生・下階天井養生・その他())とする。</p>																																															
2. 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 程</th> <th colspan="3">工 法</th> </tr> <tr> <th>カクシ系塗膜防水 M4X工法</th> <th>カクシ系塗膜防水 P2X工法</th> <th>カクシ系塗膜防水 P2X工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td> <td>屋根、谷樋、バレーツ</td> <td>屋上平場</td> <td>屋上立上り</td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	工 法			カクシ系塗膜防水 M4X工法	カクシ系塗膜防水 P2X工法	カクシ系塗膜防水 P2X工法	施工箇所	屋根、谷樋、バレーツ	屋上平場	屋上立上り	1 既存保護層(立上り部等)撤去等	-	-	-	2 既存保護層(平場)撤去等	-	-	-	3 既存断熱層撤去等	-	-	-	4 既存防水層(立上り部等)撤去等	-	-	○	5 既存防水層(平場)撤去等	-	○	-	6 既存下地の補修及び処置	○	○	○	7 防水層の新設	○	○	○	8 断熱材の新設	-	-	-	9 保護層の新設	-	-	-
工 程	工 法																																															
	カクシ系塗膜防水 M4X工法	カクシ系塗膜防水 P2X工法	カクシ系塗膜防水 P2X工法																																													
施工箇所	屋根、谷樋、バレーツ	屋上平場	屋上立上り																																													
1 既存保護層(立上り部等)撤去等	-	-	-																																													
2 既存保護層(平場)撤去等	-	-	-																																													
3 既存断熱層撤去等	-	-	-																																													
4 既存防水層(立上り部等)撤去等	-	-	○																																													
5 既存防水層(平場)撤去等	-	○	-																																													
6 既存下地の補修及び処置	○	○	○																																													
7 防水層の新設	○	○	○																																													
8 断熱材の新設	-	-	-																																													
9 保護層の新設	-	-	-																																													
3. 既存下地の補修材料	<p>◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。</p>																																															
4. ルーフドレン回りの処理	<p>◎ルーフドレンの端部から(500mm)300mm)の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。</p>																																															
5. 既存下地の補修及び処理	<p>◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。</p>																																															
6. 塗膜防水	<p>◎工 法： M4X工法、M2X工法 種 別： X-1、X-2、X-2H</p> <p>◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。</p> <p>◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材 料製造所の指定製品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>仕 上 塗 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">P2X</td> <td>X-1</td> <td rowspan="4">屋上平場 屋上立上がり</td> <td rowspan="4">主材料製造所の指定製品 主材料製造所の指定製品</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> </tr> <tr> <td>X-1H</td> </tr> <tr> <td>X-2H</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">M4X</td> <td>X-1</td> <td rowspan="4">屋根、谷樋、バレーツ</td> <td rowspan="4">主材料製造所の指定製品</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> </tr> <tr> <td>X-1H</td> </tr> <tr> <td>X-2H</td> </tr> <tr> <td>P1Y</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P2Y</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p>	工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考	P2X	X-1	屋上平場 屋上立上がり	主材料製造所の指定製品 主材料製造所の指定製品		X-2	X-1H	X-2H	M4X	X-1	屋根、谷樋、バレーツ	主材料製造所の指定製品		X-2	X-1H	X-2H	P1Y	Y-2				P2Y	Y-2																			
工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考																																												
P2X	X-1	屋上平場 屋上立上がり	主材料製造所の指定製品 主材料製造所の指定製品																																													
	X-2																																															
	X-1H																																															
	X-2H																																															
M4X	X-1	屋根、谷樋、バレーツ	主材料製造所の指定製品																																													
	X-2																																															
	X-1H																																															
	X-2H																																															
P1Y	Y-2																																															
P2Y	Y-2																																															



3章 防水改修工事																																											
項目	特記事項																																										
7. シーリング	<p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（行う・行わない）。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易接着性試験、引張接着性試験）を行う。</p> <p>ただし、同じ材料の組合せて実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>ポリサルファイド系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td>新設</td> <td>建具廻り、ハコ</td> <td>-</td> <td>15x10程度</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>撤去</td> <td>目地</td> <td>再充填</td> <td></td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	SR-1	1成分シリコン系						SR-2	2成分シリコン系						PS-2	ポリサルファイド系						MS-2	変成シリコン	新設	建具廻り、ハコ	-	15x10程度	有	PU-2	ポリウレタン系	撤去	目地	再充填		有
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																					
SR-1	1成分シリコン系																																										
SR-2	2成分シリコン系																																										
PS-2	ポリサルファイド系																																										
MS-2	変成シリコン	新設	建具廻り、ハコ	-	15x10程度	有																																					
PU-2	ポリウレタン系	撤去	目地	再充填		有																																					
8. とい	<p>◎といの材種（カラーVP125φ 摺り金物φ1200程度）</p> <p>◎防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎たてどい受金物の取付けはメーカーの仕様とする。</p> <p>◎ルーフトレンの取付けは図示する。</p>																																										
9. 防水保証	◎防水工完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（3・5・7・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。																																										

4章 外壁改修工事																																
項目	特記事項																															
1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算出した数量の70%を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。（設計変更単価は、県単価で行う）</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者（製造所等）に依頼すること。</p>																															
2. 外壁改修工法の種類及び材料	<p>◎コンクリート打放し仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材充填工法</td> <td>材料：2成分形球状樹脂系シーリング+ポリマーセメントモルタル シーリング材：改標仕3.7.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>材料：ハコ状球状樹脂</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>材料：ポリマーセメントモルタル</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ポリマーセメントモルタルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎下地処理（下地のひび割れ部の補修）は、2.外壁改修工法の種類及び材料による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚付け仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>外装厚塗材C 外装厚塗材E 外装厚塗材S1</td> <td>水洗い工法</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>凹凸状 ローテ</td> <td>○</td> <td>つや無</td> </tr> </tbody> </table>	工法	ひび割れ部	欠損部	樹脂注入工法	工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様		Uカットシール材充填工法	材料：2成分形球状樹脂系シーリング+ポリマーセメントモルタル シーリング材：改標仕3.7.2		シール工法	材料：ハコ状球状樹脂		充填工法		材料：ポリマーセメントモルタル	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	厚付け仕上塗材 JIS A 6909	外装厚塗材C 外装厚塗材E 外装厚塗材S1	水洗い工法	-	-	凹凸状 ローテ	○	つや無
工法	ひび割れ部	欠損部																														
樹脂注入工法	工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様																															
Uカットシール材充填工法	材料：2成分形球状樹脂系シーリング+ポリマーセメントモルタル シーリング材：改標仕3.7.2																															
シール工法	材料：ハコ状球状樹脂																															
充填工法		材料：ポリマーセメントモルタル																														
種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																									
厚付け仕上塗材 JIS A 6909	外装厚塗材C 外装厚塗材E 外装厚塗材S1	水洗い工法	-	-	凹凸状 ローテ	○	つや無																									
3. 仕上塗材仕上げ外壁改修工事																																

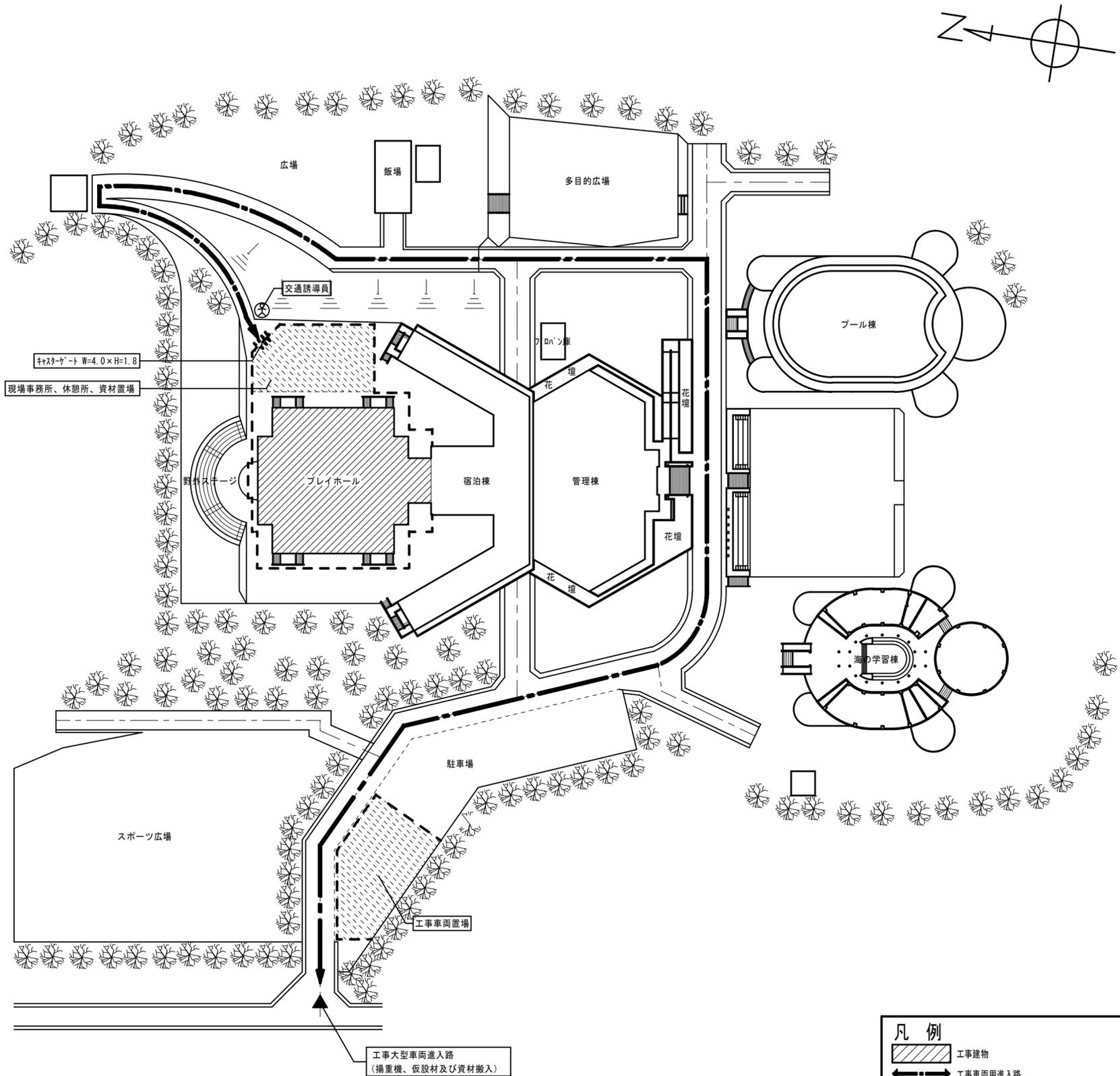
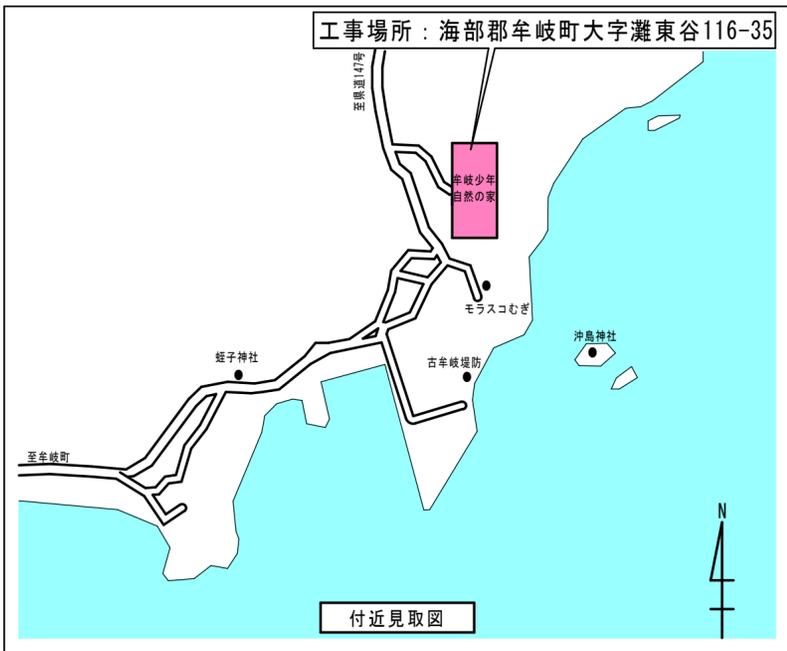
5章 建具改修工事																											
項目	特記事項																										
1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p>																										
2. 改修工法等	◎建具表による																										
3. アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B種</td> <td>S-5</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>-</td> <td>図示</td> <td>BB-2標準色</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント（JIS K 5629）を1回塗りする。</p>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	B種	S-5	A-3	W-4	-	図示	BB-2標準色												
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																					
B種	S-5	A-3	W-4	-	図示	BB-2標準色																					
4. ガラス	<p>◎建具表による</p> <p>◎板ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品名</th> <th>厚さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹脂製</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p>	種類	品名	厚さ	備考					建具の種類	材種	ガラス溝の大きさ	鋼製			アルミニウム製			ステンレス製			木製			樹脂製		
種類	品名	厚さ	備考																								
建具の種類	材種	ガラス溝の大きさ																									
鋼製																											
アルミニウム製																											
ステンレス製																											
木製																											
樹脂製																											

6章 内装改修工事																																	
項目	特記事項																																
1. 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>◎天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井・下地を含む全面</td> <td rowspan="3">図示による</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> </tr> <tr> <td>ボード面を達し仕上げのみ</td> </tr> </tbody> </table>	撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井・下地を含む全面	図示による	ボード面まで	ボード面を達し仕上げのみ																										
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																
天井・下地を含む全面	図示による																																
ボード面まで																																	
ボード面を達し仕上げのみ																																	
2. 撤去並びに下地補修																																	
14. せっこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁 天井</td> <td>突付</td> <td>9.5</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>既存LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール化粧吸音板 JIS A 6307の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>19</td> <td>不燃</td> <td>接着剤</td> <td>既存LGS</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁 天井	突付	9.5	不燃	小ねじ	既存LGS		化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品								ロックウール化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	突付	19	不燃	接着剤	既存LGS	
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																										
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁 天井	突付	9.5	不燃	小ねじ	既存LGS																											
化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品																																	
ロックウール化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	突付	19	不燃	接着剤	既存LGS																											

7章 環境配慮(グリーン)改修工事													
項目	特記事項												
1. 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は（貸与する）ない）</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p> <p>◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う・行わない） ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第一部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</p> <p>◎施工計画 (1) 工事前手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有取付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場（種類：枠組本足場、仕様：2枚布、D=90cm、シート種類：養生シート（防災I類）） 仮囲い高さ：H=1.8m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場（種類：、仕様：枚布、D= cm） 養生種別（ ）</p> <p>◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。 ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離（負担不要）を行う。 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td></td> <td></td> <td>アスファルトシングル</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	屋根			アスファルトシングル	図示	
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法								
屋根			アスファルトシングル	図示									
4. アスベスト含有成形板の除去													

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事	●図面番号 特-02
		●図面名 特記仕様書-2	●縮尺 A2=NON





支障物件の確認

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。 また穴明け墨だし位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じ電線管等位置含む）を行い監督員の確認を受け施工すること。

凡例

- 工事建物
- 工事車両用進入路
- 仮囲鋼板 (H=2.0)
- キャスターゲート
- 鉄板敷き
- 交通整理員
- 工事車両置場、現場事務所、休憩所、資材置場

特記

徳島県土木整備部営繕課

●工事名
R6営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事

●図面名
配置図・付近見取図・支障物件確認図

●図面番号
A-01

●縮尺
A2=1/700

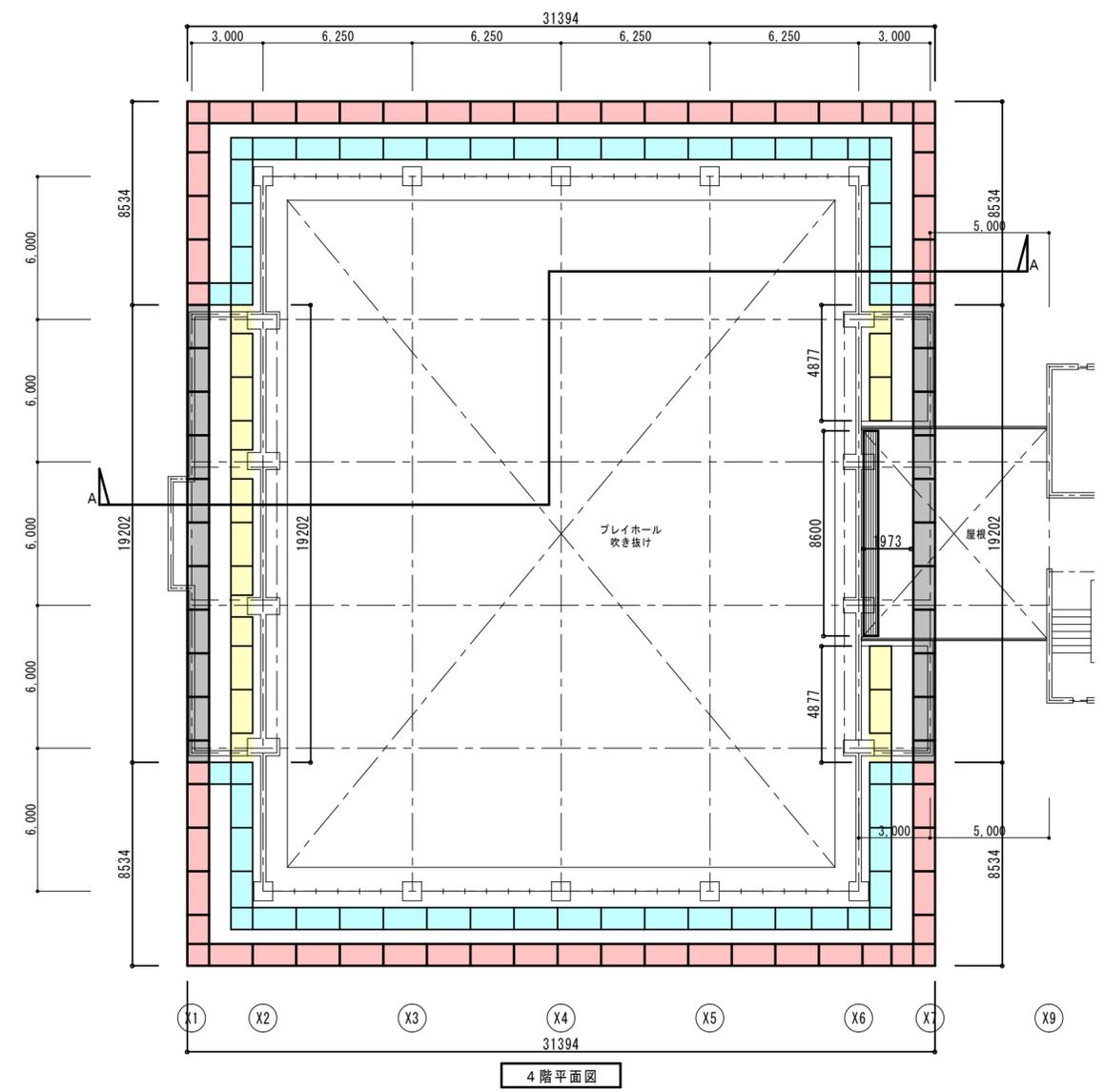
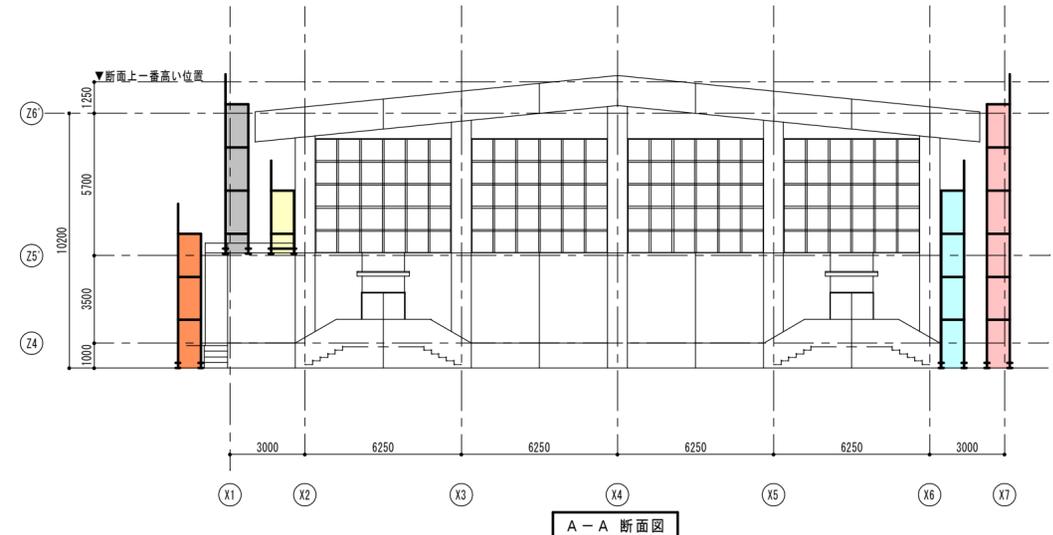
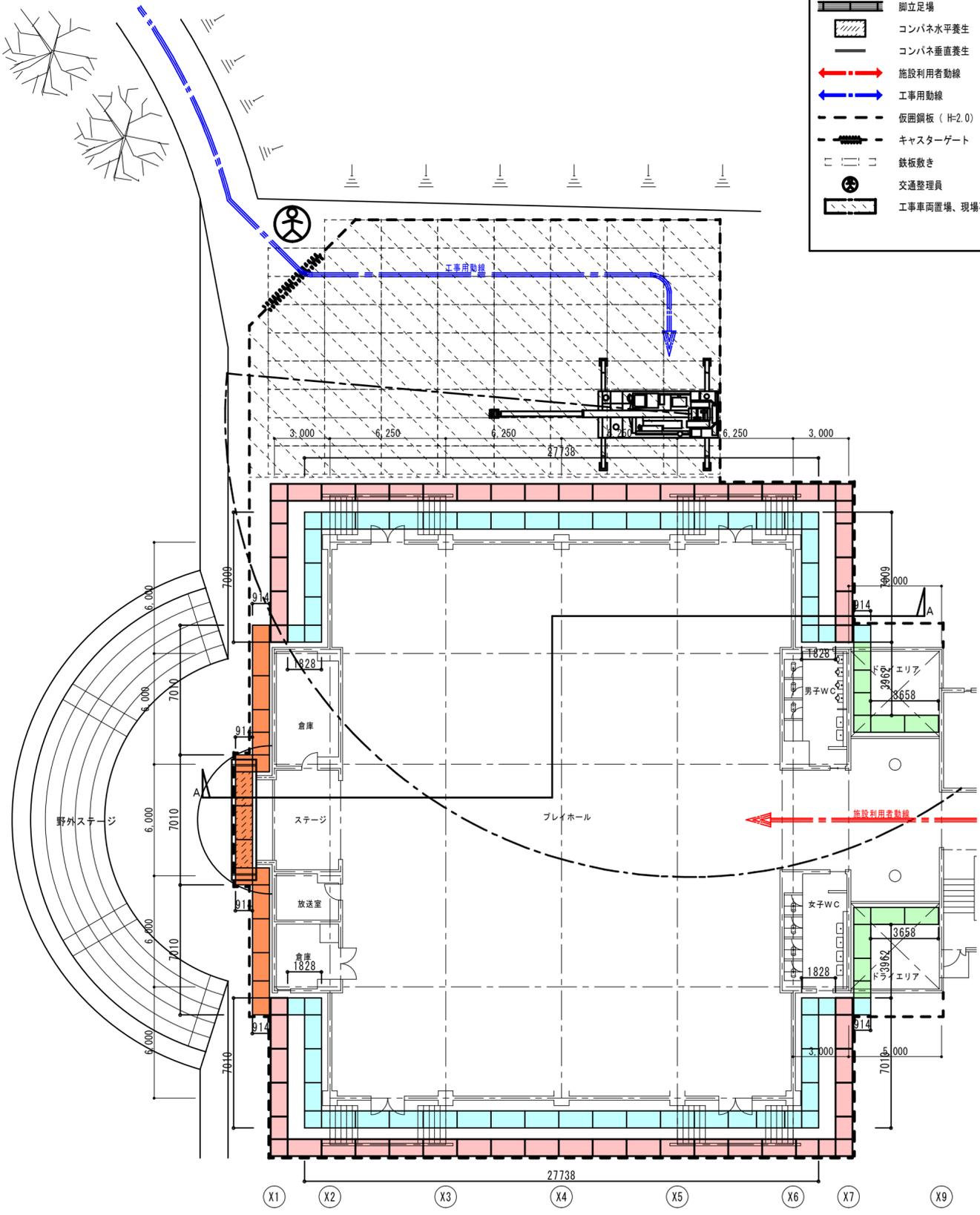
●図面番号
A-01

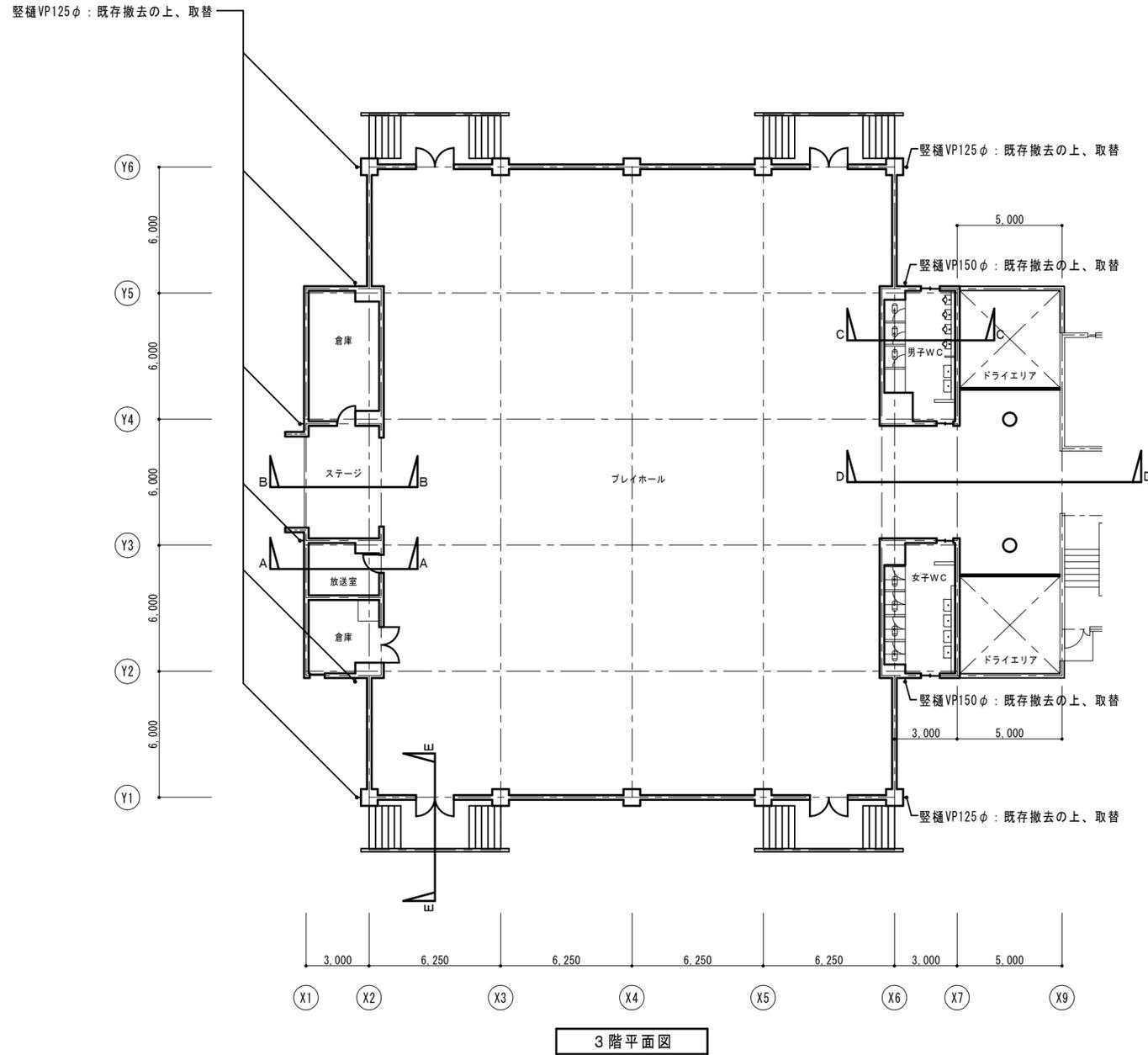
●縮尺
A2=1/700

株式会社 スバル設計

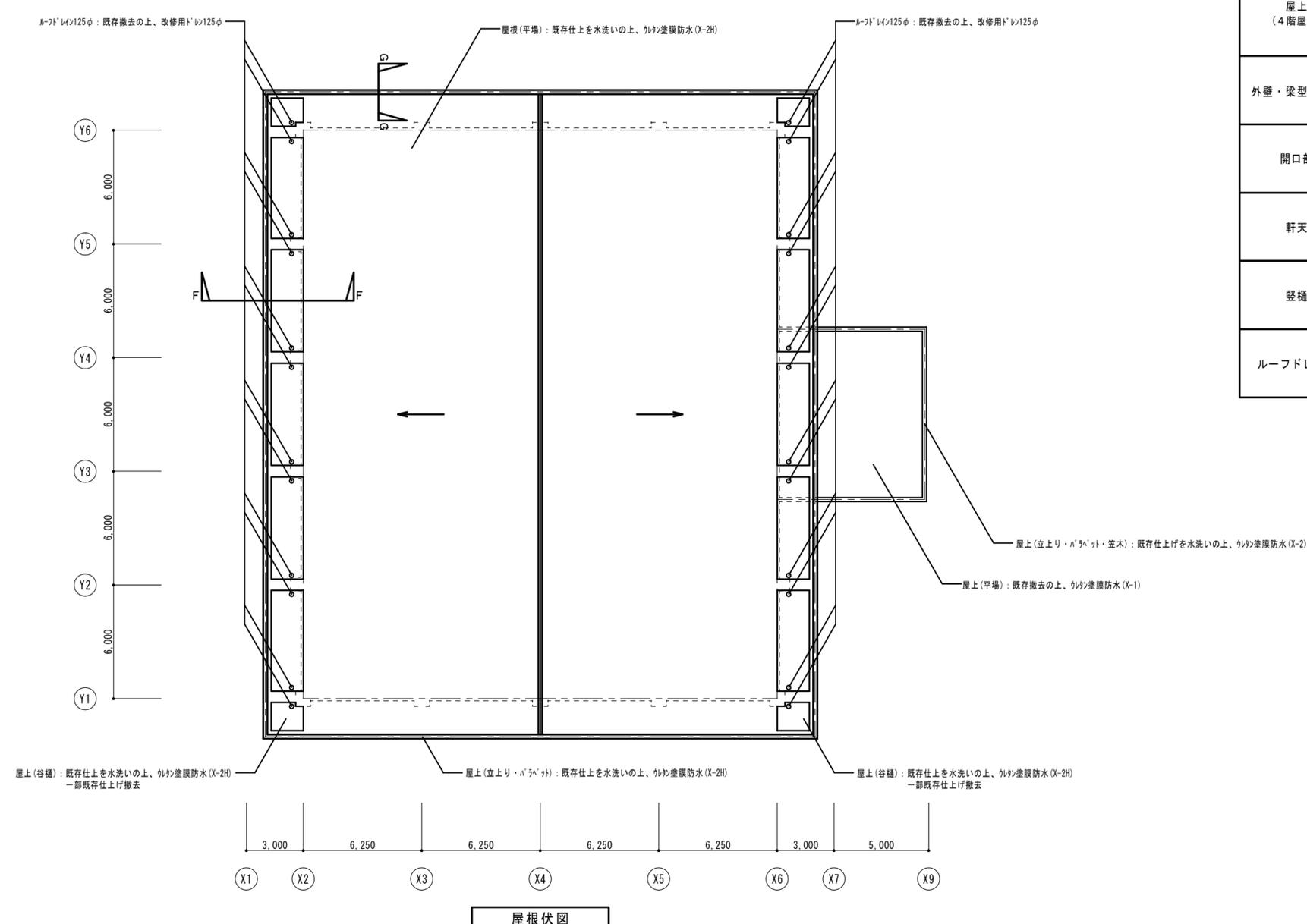
管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸
Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112

- 凡例**
- 外部足場 (特記無きは枠組み本足場W900)
 - 脚立足場
 - コンパネ水平養生
 - コンパネ垂直養生
 - 施設利用者動線
 - 工事用動線
 - 仮囲鋼板 (H=2.0)
 - キャスターゲート
 - 鉄板敷き
 - 交通整理員
 - 工事車両置場、現場事務所、休憩所





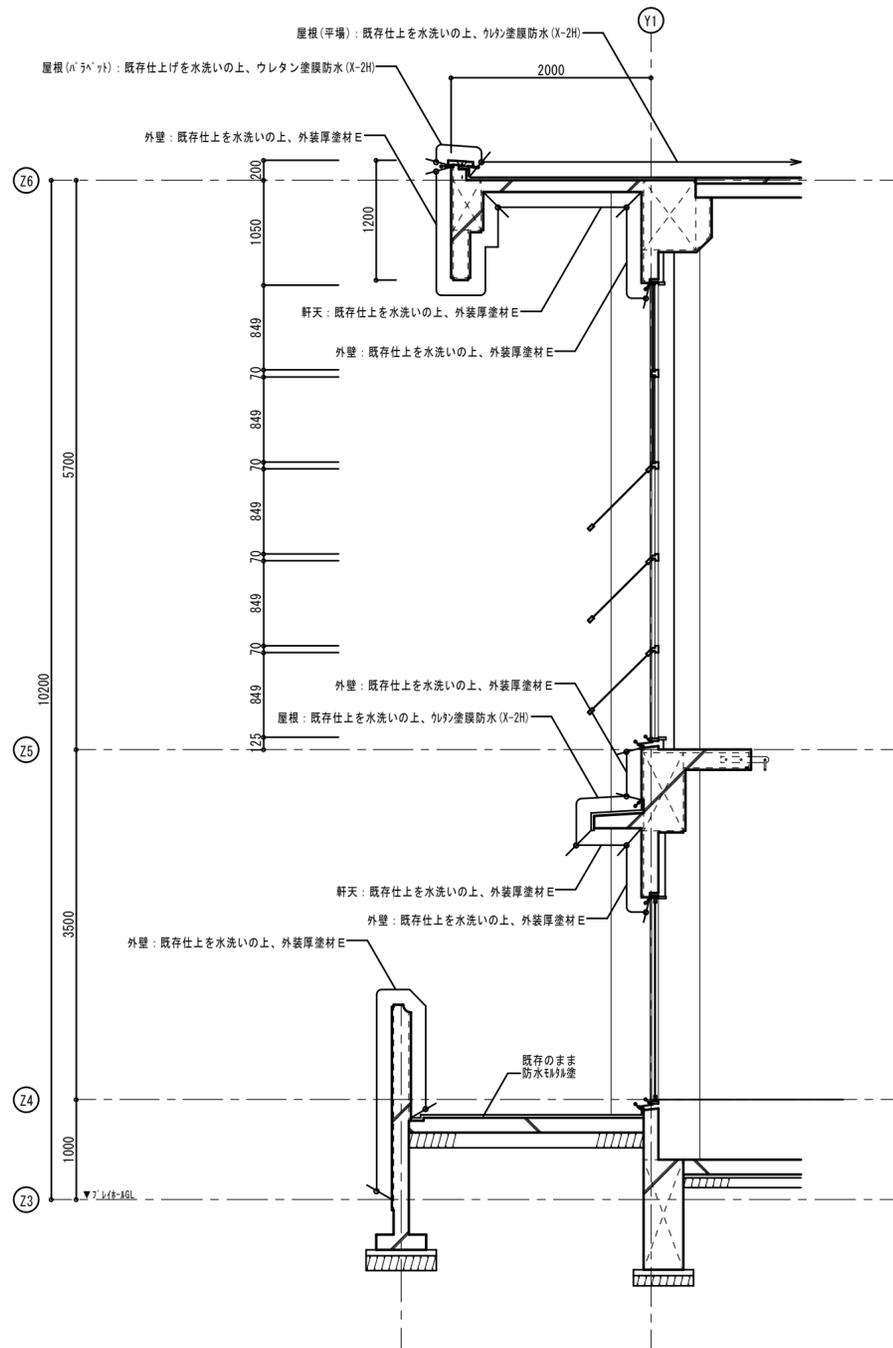
外部仕上表		
屋根 (平場・立上り・谷樋)	改修前	均しモルタルt=20の上、冷工法アスファルト防水+アスファルトシングル葺
	改修後	既存仕上を水洗いの上、ウレタン塗膜防水(X-2H)
屋根 (パラペット)	改修前	珪素樹脂鋼板 t=0.5加工 受金物 FB-30x3.2@300
	改修後	既存仕上を水洗いの上、ウレタン塗膜防水(X-2H)
屋上	改修前	コンクリート直押エの上、シート防水断熱工法
	改修後	平場：既存仕上を撤去の上、ウレタン塗膜防水(X-1) 立上り：既存仕上を撤去の上、ウレタン塗膜防水(X-2) パラペット・笠木：既存仕上を水洗いの上、ウレタン塗膜防水(X-2)
屋上 (4階屋上)	改修前	均しモルタルt=20の上、冷工法アスファルト防水+アスファルトシングル葺
	改修後	平場：既存仕上を水洗いの上、ウレタン塗膜防水(X-1) 立上り・パラペット・笠木：既存仕上を水洗いの上、ウレタン塗膜防水(X-2)
外壁・梁型・柱型	改修前	コンクリート打放しB種の上、吹付タイル
	改修後	既存仕上を水洗いの上、外装厚塗材E
開口部	改修前	7&M製建具
	改修後	7&M製建具：建具廻りシーリング打替
軒天	改修前	コンクリート打放しB種の上、7&Mタイル
	改修後	既存仕上を水洗いの上、外装厚塗材E
縦樋	改修前	VP125φ 150φ VP塗装 摺り金物@1200程度
	改修後	既存撤去の上、新設 カラーVP125φ 150φ 摺り金物@1200程度
ルーフトレイン	改修前	鋳鉄製 型125φ用 鋳鉄製 コーナ型150φ用
	改修後	改修ドレン 125φ・150φ



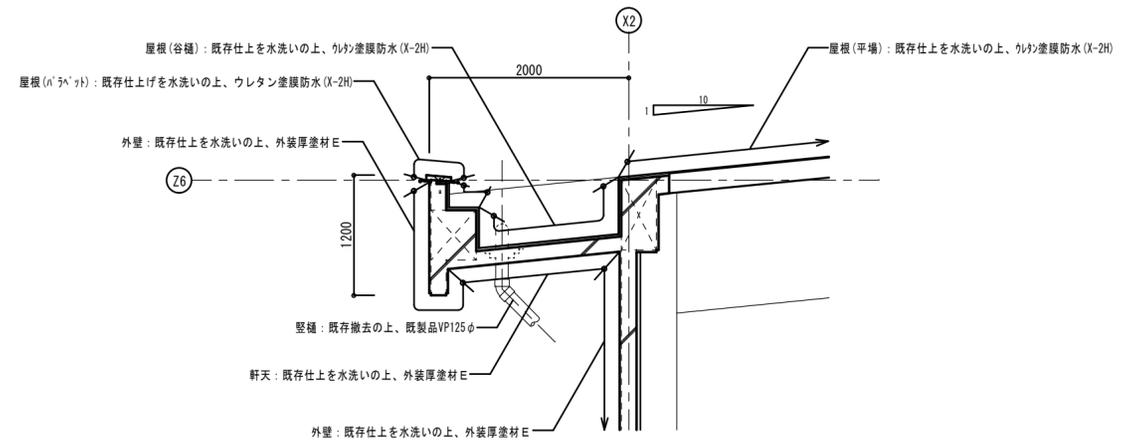
外部仕上表		
屋根 (平場・立上り・谷種)	改修前	均しモルタルt=20の上、冷工法アスファルト防水+アスファルトシグ'ル葺
	改修後	既存仕上を水洗いの上、ウレタン塗膜防水(X-2H)
屋根 (パラペット)	改修前	フッ素樹脂鋼板 t=0.5加工 受金物 FB-30x3.2@300
	改修後	既存仕上を水洗いの上、ウレタン塗膜防水(X-2H)
屋上	改修前	コンクリート直押Eの上、シート防水断熱工法
	改修後	平場：既存仕上を撤去の上、ウレタン塗膜防水(X-1) 立上り：既存仕上を撤去の上、ウレタン塗膜防水(X-2) パラペット・笠木：既存仕上を水洗いの上、ウレタン塗膜防水(X-2)
屋上 (4階屋上)	改修前	均しモルタルt=20の上、冷工法アスファルト防水+アスファルトシグ'ル葺
	改修後	平場：既存仕上を水洗いの上、ウレタン塗膜防水(X-1) 立上り・パラペット・笠木：既存仕上を水洗いの上、ウレタン塗膜防水(X-2)
外壁・梁型・柱型	改修前	コンクリート打放しB種の上、吹付タイル
	改修後	既存仕上を水洗いの上、外装厚塗材E
開口部	改修前	アルミ製建具
	改修後	アルミ製建具：建具廻りシーリング打替
軒天	改修前	コンクリート打放しB種の上、アクリルシ
	改修後	既存仕上を水洗いの上、外装厚塗材E
縦樋	改修前	VP125φ150φ VP塗装 掴み金物@1200程度
	改修後	既存撤去の上、新設 材質VP125φ150φ 掴み金物@1200程度
ルーフドレイン	改修前	鋳鉄製 型125φ用 鋳鉄製 コーナ型150φ用
	改修後	改修ドレイン 125φ・150φ

凡例

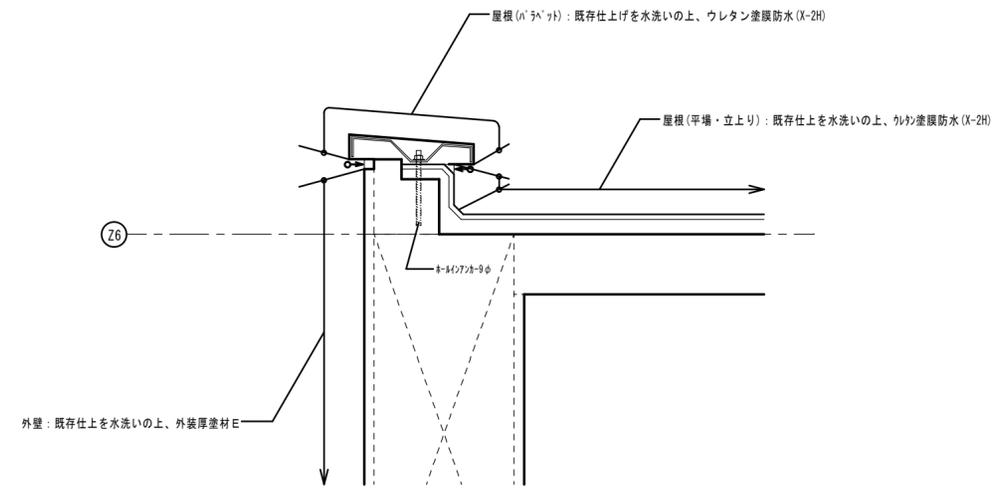
○→ 既存シール撤去後、シール打ち替え



E-E断面詳細図 S=1/50



F-F部分詳細図 S=1/50



G-G部分詳細図 S=1/10

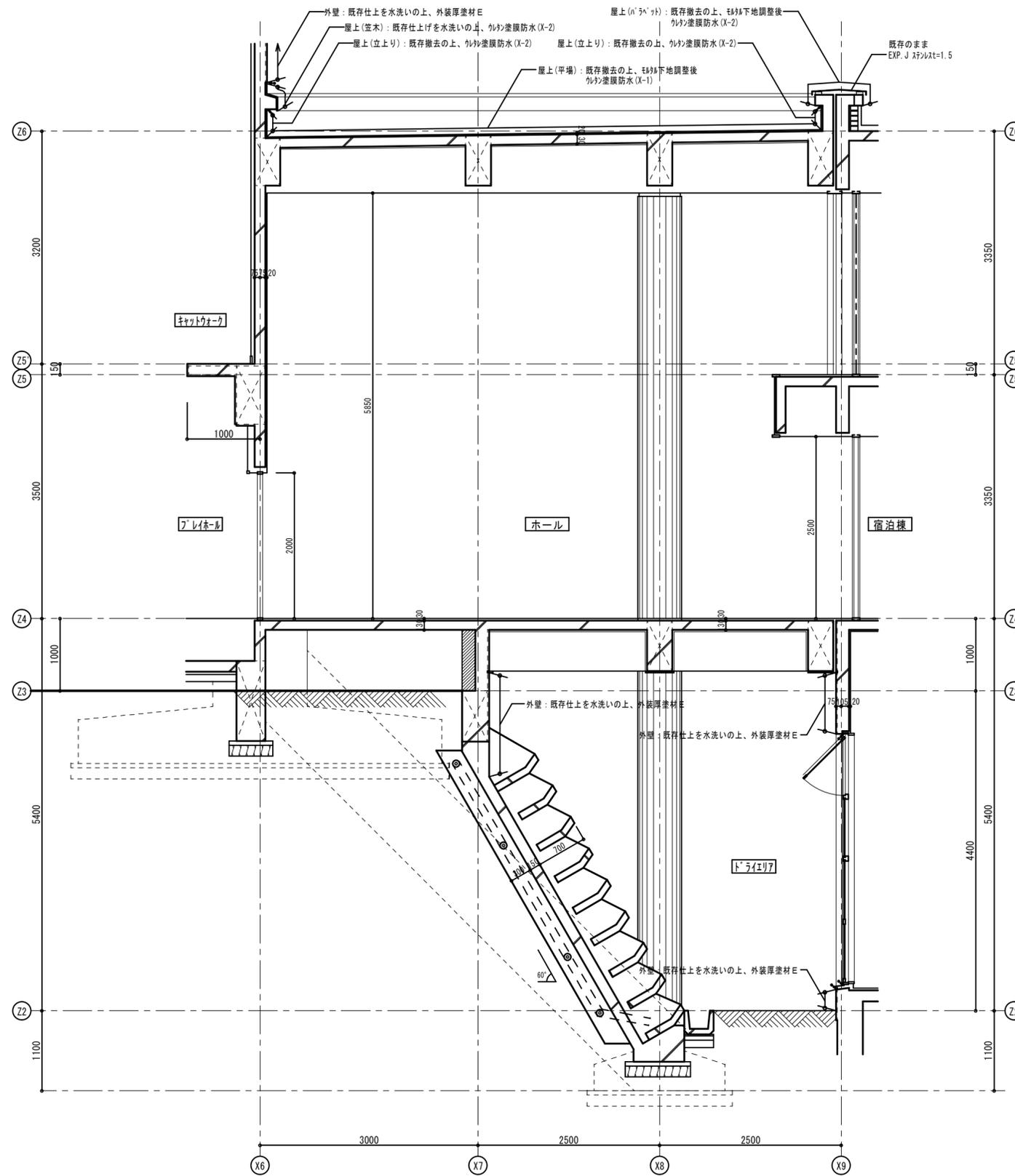
特記

徳島県土整備部営繕課

●工事名
R6 営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事
●図面名
断面詳細図 - 1

●図面番号
A-09
●縮尺
A2=1/50

株式会社 スバル設計
管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸
Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112

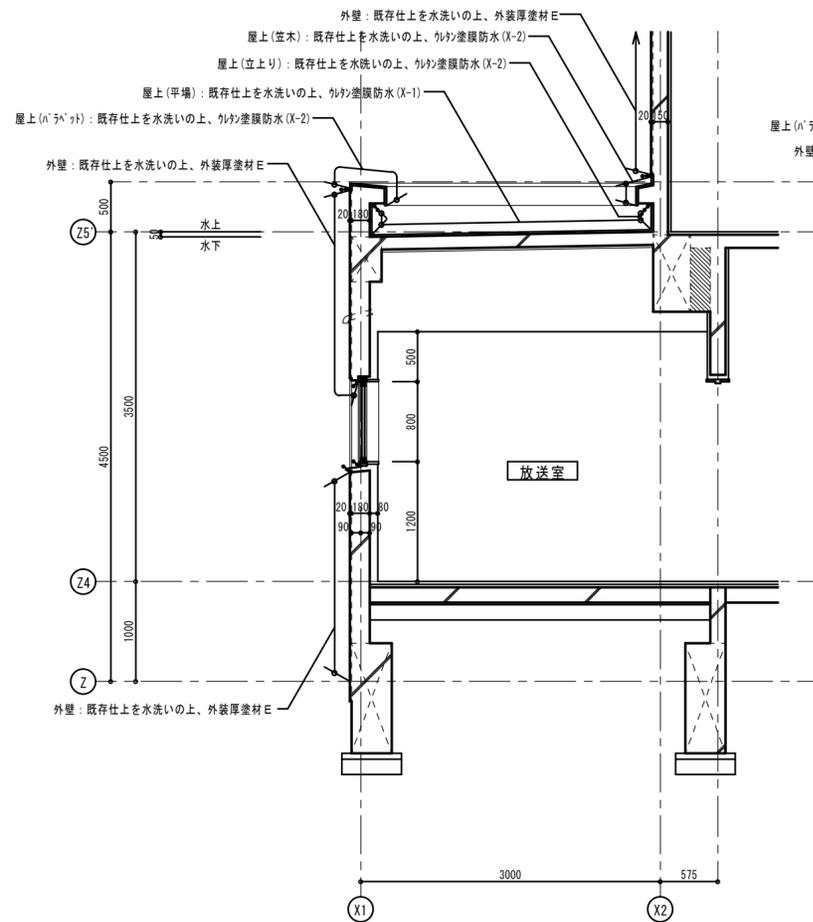


凡例
 ○→ 既存シール撤去後、シール打ち替え

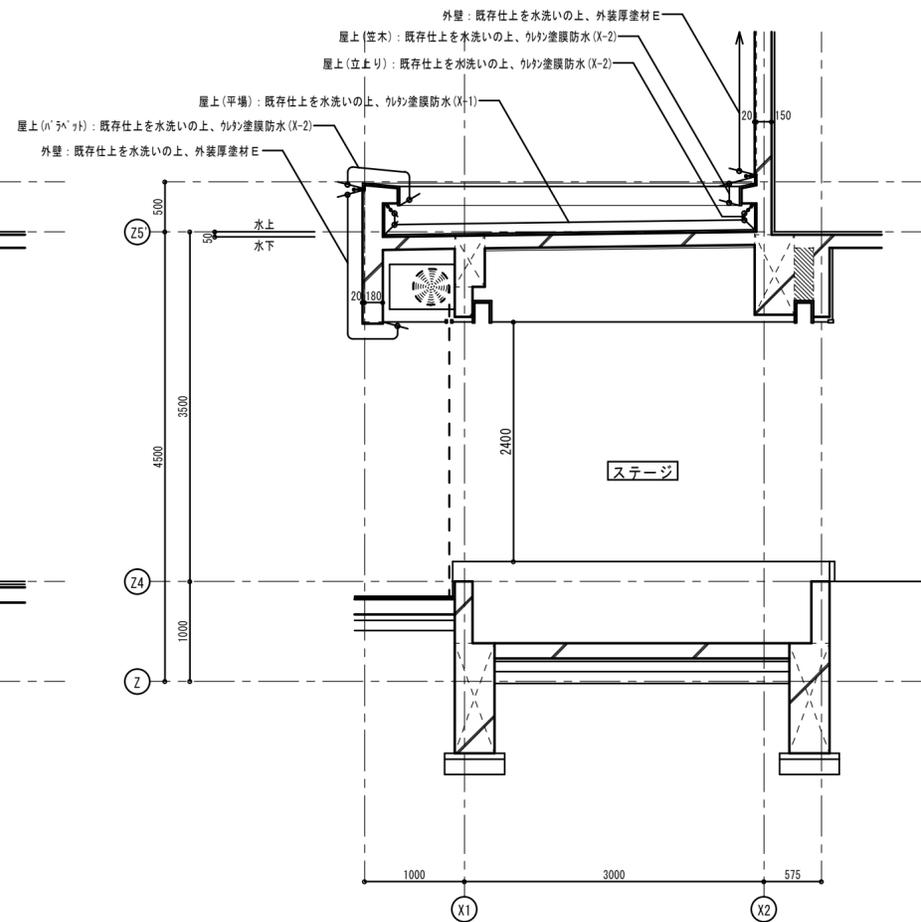
D-D 断面詳細図 S=1/50

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事	●図面番号 A-10	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112
		●図面名 断面詳細図-2	●縮尺 A2=1/50	

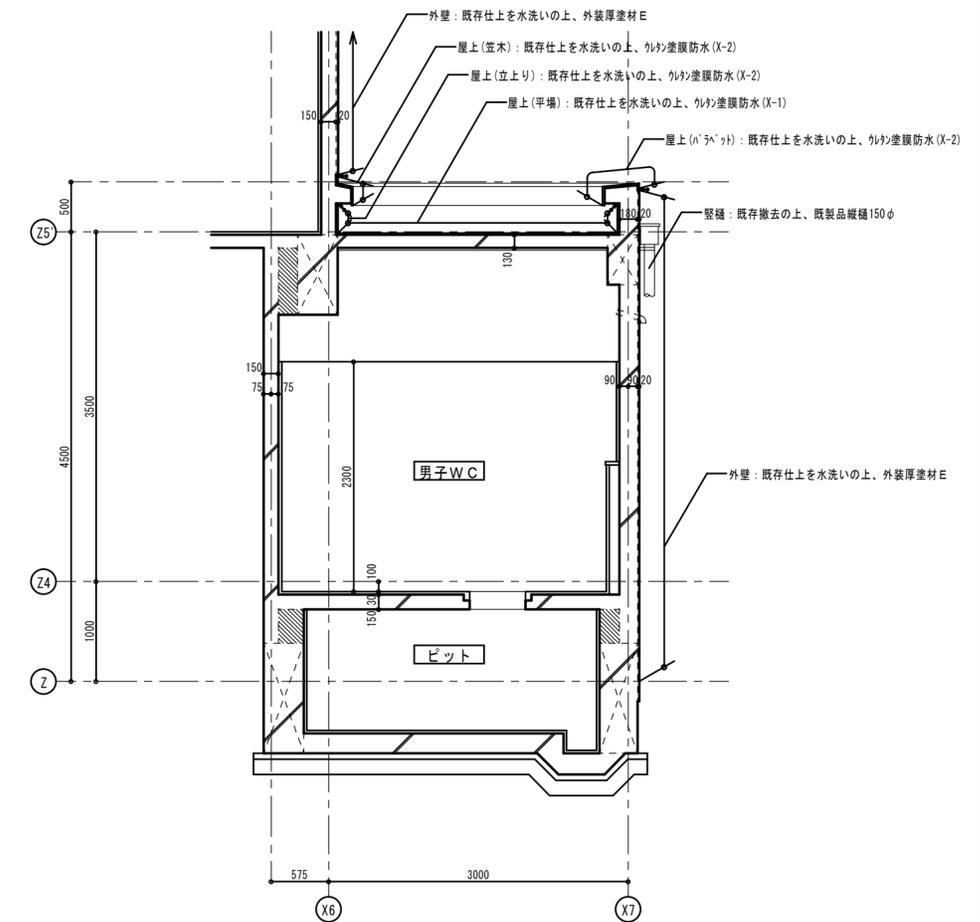
凡例
 ○→ 既存シール撤去後、シール打ち替え



A - A 断面詳細図 S=1/50



B - B 断面詳細図 S=1/50



C - C 断面詳細図 S=1/50

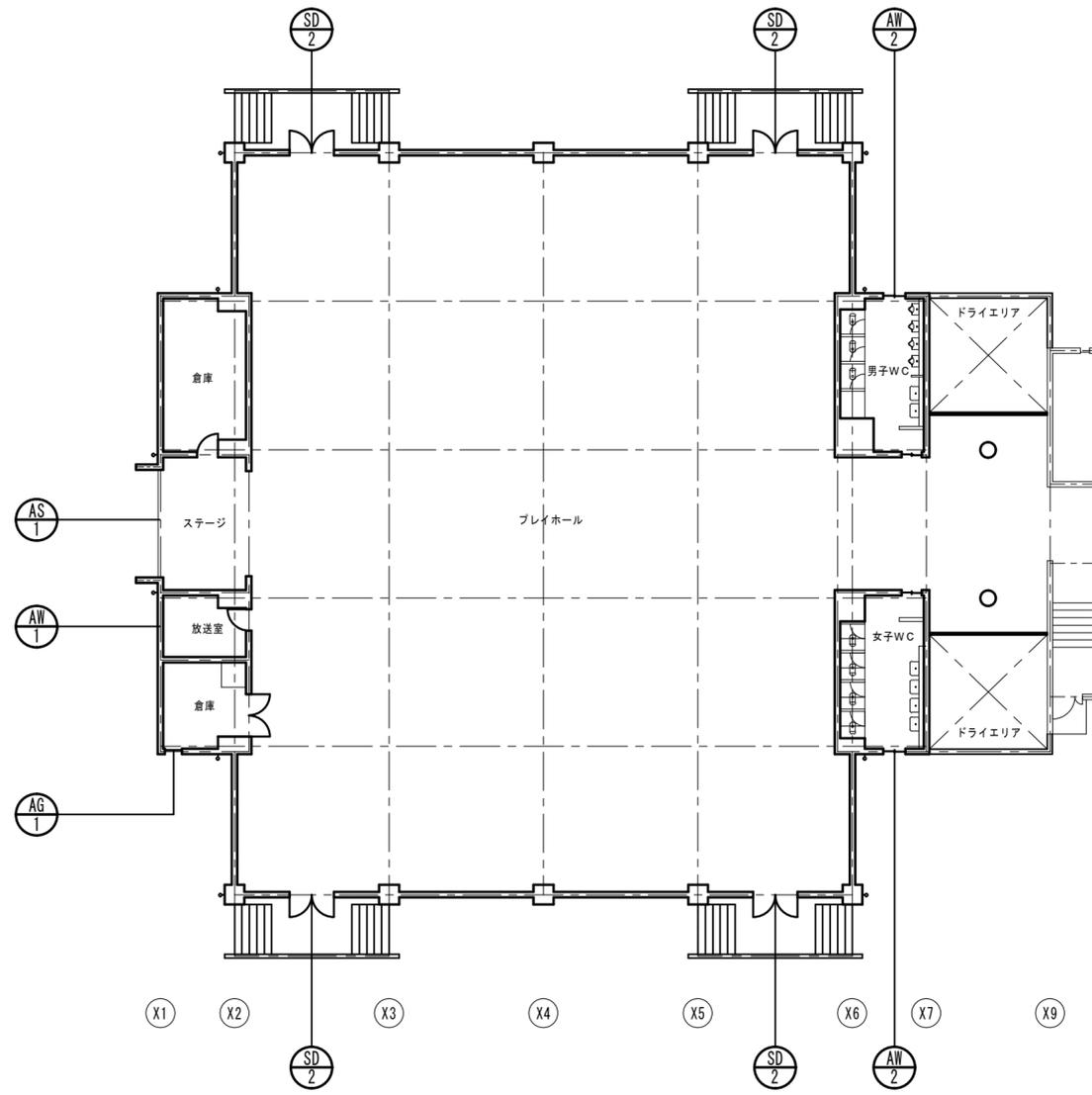
特記

徳島県県土整備部営繕課

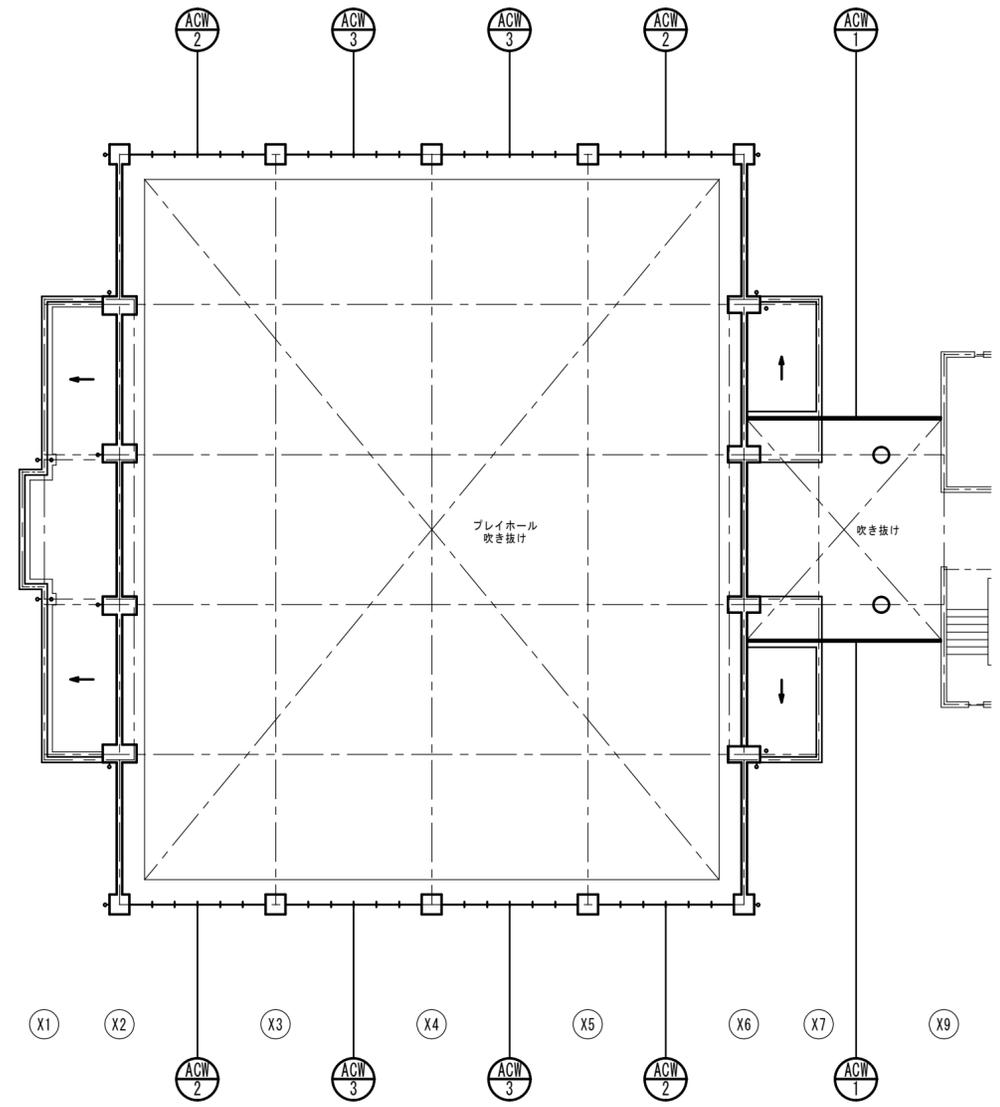
●工事名
R6 営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事
●図面名
断面詳細図 - 3

●図面番号
A - 11
●縮尺
A2=1/50

株式会社 スバル設計
 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸
 専任建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸
 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112



3階建具配置図
S=1/200



4階建具配置図
S=1/200

符号・形式	引き違い窓	引き違い窓	カーテンウォール	カーテンウォール	カーテンウォール	アルミ製ガラリ	両開き戸	シャッター
位置・数量	放送室 ※建具周囲シーリングの打替	WC ※建具周囲シーリングの打替	ホール ※建具周囲シーリングの打替	プレイホール ※建具周囲シーリングの打替	プレイホール ※建具周囲シーリングの打替	倉庫 ※建具周囲シーリングの打替	プレイホール ※建具周囲シーリングの打替	ステージ ※建具周囲シーリングの打替
断面								
扉	AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	見込 40 仕上 S-OP	見込 18 仕上 AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付
枠	見込 70 AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	見込 70 AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	見込 250 AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	見込 250 AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	見込 250 AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	見込 70 AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付	見込 270 仕上 S-OP	見込 39 仕上 AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付
ガラリ						AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付		
ガラス	SG-3	FG-4	TG-4	TG-4	TG-4	AL-ｼﾞｬｯｼﾞﾝｸﾞ焼付		
付属金物								
備考								

凡例

- 建具符号略号
 - AW・・・アルミ製窓
 - AD・・・アルミ製扉
 - AG・・・アルミ製ガラリ
 - SD・・・鋼製扉
 - ACW・・・アルミ製カーテンウォール
 - AS・・・アルミ製シャッター
- 材料・仕上略号
 - S・・・鋼
 - AL・・・アルミ
 - ST・・・ステンレス
 - BR・・・真ちゆう
 - W・・・木
- ガラス略号
 - SG・・・透明ガラス
 - FG・・・型板ガラス
 - TG・・・強化ガラス
 - FLG・・・フロートガラス
- 共通事項
 - (1) 建具寸法はすべて枠内寸法を示し、シール打替にあたっては再度現場調整する。
 - (2) 開き勝手は平面図による。
 - (3) 特記以外の建具は既存のままとする。

特記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R6 営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事

●図面名
建具配置図・建具表

●図面番号
A-12

●縮尺
A2=1/150、1/200

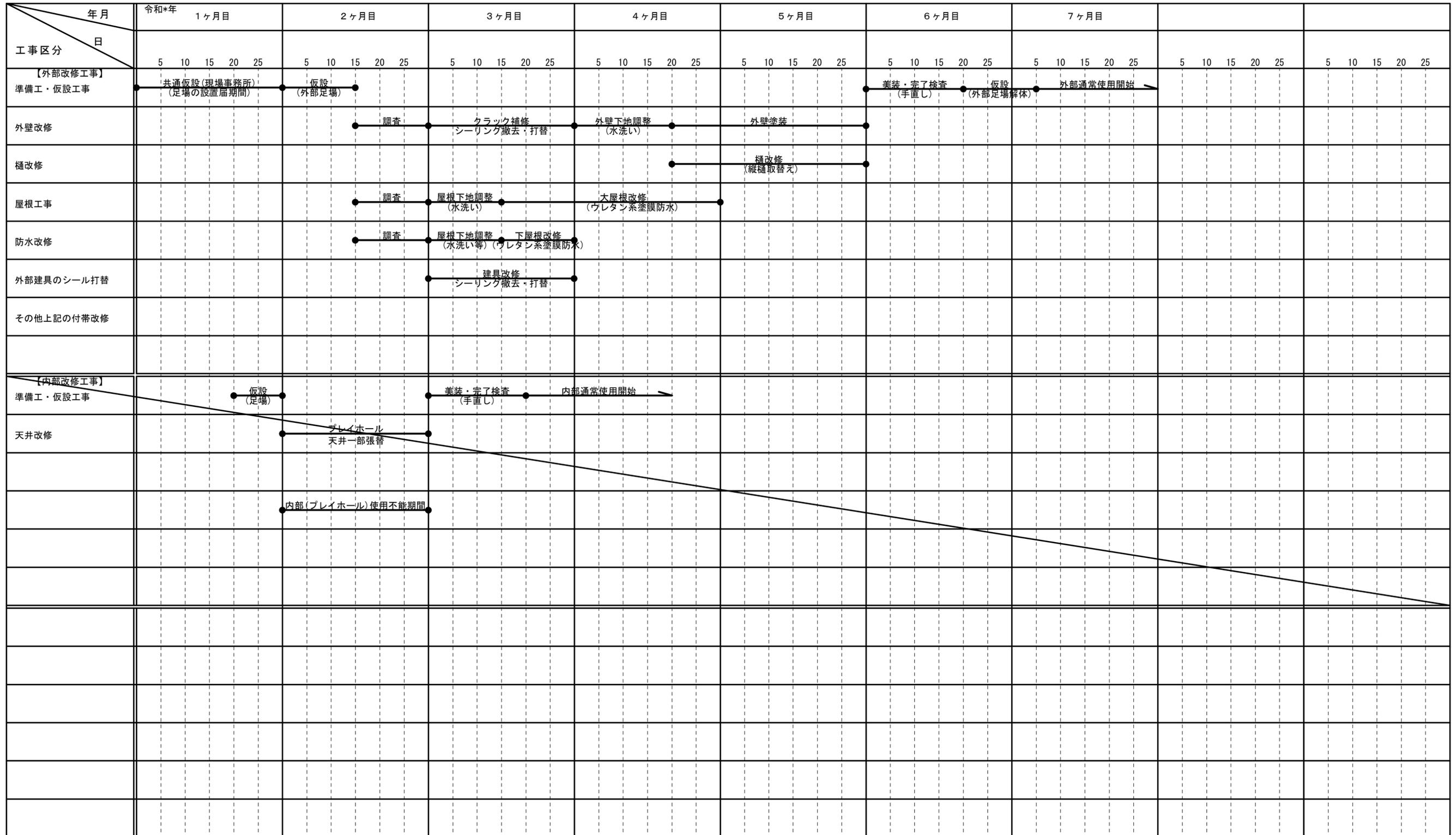
株式会社 スバル設計

管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸
Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112

施工にあたっての留意事項

1. 本工事と同時期に敷地内別棟の外装(屋根・外壁塗装等)の改修工事を予定しているため、
施工にあたっては、別途工事受注者に留意した上で施設運営を考慮した詳細工程を作成し、
施設管理者と調整しながら施設運営に支障が無い様にしなければならない。
2. 施設を使用しながらの改修工事となるため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、
整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、施設利用者の安全・衛生確保に努めること。

プレイホール 参考工程表



特記

徳島県県土整備部営繕課

● 工事名
R6 営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 プレイホール棟外部改修工事
● 図面名
概略工程表(参考)

● 図面番号
A-13
● 縮尺
A2=N0N

